tyks01

Iga City Society of Commerce and Industry

● 経営講習会のご案内 ● ~社会保険・労働保険の概要とマイナンバー対応について~

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まり、10月より住民票の住所にマイナンバーが送付さ れます。事業所では社会保障(雇用保険・健康保険・厚生年金保険関係等)と税(給与所得の源泉徴収・報 酬等)に於いて、従業員とその扶養者のマイナンバーを取得し適切に管理・保管する必要があります。

伊賀市商工会では、社会保険制度・労働保険制度の概要説明と社会保障関係のマイナンバー対応について 講習会を企画しました。是非この機会に受講ください。



日 時: 平成27年11月6日(金) 午後7時~

場 所: 伊賀市商工会館 2階研修室 (伊賀市下柘植723-1)

内 容: ①社会保険制度と労働保険制度の概要について

②社会保障関係のマイナンバー対応について

講 師: はしもと社会保険労務士事務所

社会保険労務士 橋本 香菜子 氏

※お申し込み・お問合せは、商工会本所(田 45-2210)まで

一日金融公庫相談会のお知らせ

(株)日本政策金融公庫津支店の融資担当者がご相談に応じます。商品の仕入資金、手形・買掛決済資金、ボーナス支 払資金等の運転資金や車両購入等設備資金で借入をご希望の方は是非ご相談下さい。

平成27年11月19日(木) 午前10時~午後4時

場 所 伊賀市商工会館(伊賀市下柘植723-1)

※ご希望の方は相談時間設定等の都合上、事前に必ず商工会本所または最寄の支所までご連絡下さい。

◆◆ 経営なんでも相談会のご案内 ◆◆

伊賀市商工会では、皆様の経営上のいろいろな悩みや疑問についてお応えするために、 ワンストップ個別相談会として各分野の5人の専門家による相談会を下記により行います。 複雑な経営課題でも専門家ブースを廻って相談すれば一度に悩みは解決!! 相談料は無料ですので、どうぞお気軽にご相談下さい。

時: 平成27年11月25日(水) 午後1時30分~午後4時30分

場 所: 伊賀市商工会館 (伊賀市下柘植723-1)

定 員: 各専門家相談 3名程度 (定員になり次第締め切り)

間瀬 茂氏 専門家: 税理士 中小企業診断士 木津博典氏 安川俊哉氏 ITアナリスト

社会保険労務士 野殿周志氏 司法書士 岡森 治氏

※ 相談をご希望の方は別添申込書にて、11月13日(金)までに本所へお申し込み下さい。

リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる 制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業 以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。

次回相談予定日 平成27年11月6日(金) 午前10時~午後4時

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

編集・発行: 🥨 伊 賀 市 商 工 会 / 所在地:伊賀市下柘植723-1

TEL 0595(45)2210 FAX 0595(45)5307

労働保険の加入手続はおすみですか

- 11月は、「労働保険適用促進強化期間」です -

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、 労働者を一人でも雇用している場合は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。

労 働	保険
労 災 保 険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、陰害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護を	労働者の生活及び雇用の安定を図ると共に、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の
	各種の援助を行うこと等を目的とした制度

三重労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、"労働保険の未手続事業場の一掃"を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。 万一、事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険給付額の40%又は100%が事業主から徴収されることになります。(費用徴収制度)

★ 労働保険に関する事務処理を、事業主に代わって行う労働保険事務組合制度があります。 伊賀市商工会は、厚生労働大臣の許可を受けた労働保険事務組合となっておりますので、現在労働保険未加入の事業主の方は、最寄りの商工会各支所へお気軽にご相談ください。

三重県 最低賃金 771円

平成27年10月1日発効

「三重県最低賃金」はこれまでの753円から771円に引き上げられました。 「三重県最低賃金」は、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や年齢にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

東海税理士会上野支部より無料税務相談会のご案内

税金・経理会計のことでお悩み事はありませんか?

伊賀市・名張市在住、在勤の方を対象に、次の日程で相談会が実施されますので、お気軽にご相談ください。 なお、事前申込優先で、お一人30分程度の相談とさせていただきます。

相談日	号 時間 場所	
11月14日(土)	13:30~16:30	名張産業振興センターアスピア4階
12月12日(土)	13:30~16:30	ハイトビア伊賀3階

お問合せ・お申込先 東海税理士会上野支部 ☎0595-51-0932 (伊賀市上野丸之内500 ハイトビア伊賀3階)

記帳継続指導個別相談会のお知らせ							
開催月日	時間	担当税理士		開催場所	会場所在地	電話番号	
10月14日(水) 13:30~1	12.2016.00	税理士	安屋敦史	本 所	伊賀市下柘植723-1	45-2210	
	13:30~16:00	税理士	川嶋三雄	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321	
11月18日(水) 13:30~16:00	税理士	安屋敦史	島ヶ原支所	伊賀市島ヶ原4895	59-2010		
	13:30-710:00	税理士	川嶋三雄	青山支所	伊賀市阿保570-1	52-0438	



次回の 会員一斉訪問実施予定日は <u>11月5日(木)</u> です 🔏

当日は各支所の事務所を閉めさせていただききすので、ご了承下さい。5日にお伺いてきない場合は | 0日頃までにお伺いいたしきす。当日のご連絡は本所(☎ 45-2210)までお願いいたしきす。

	《貸付金利の状況》 (平月	成27年10月1日現在)	
日本政策金融公庫	普通貸付	1. 30%~2. 90%	\rightarrow
口本以來並融公庫	経営改善貸付 (無担保・無保証人)	1. 25%	\rightarrow
三重県融資制度	小規模事業資金 (第三者保証不要・別途保証料)	1. 60%	\rightarrow
一般(保証料不要)		1. 675%~2. 075%	\rightarrow
商工貯蓄共済制度	保証協会保証付(別途保証料)	1. 55%	\rightarrow